

令和3年12月8日

副学長(学生担当)
太田 圭 様

全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議
議長 森本 ひのき

福利厚生委員会の学生委員の任期改善および選出時期延長の要望

最近、福利厚生事業者の撤退や値上げが相次いでおり、福利厚生事業の改善が期待されている。しかし、学生および教職員の意見を集約して事業の充実・改善に繋げる福利厚生委員会では、学生と教職員の十分な意見交換が行えているとは言えないのが現状である。その原因の1つとして、福利厚生委員会規則第3条第3号に規定される、クラスの代表者による会議が選出した者により自主的に運営される組織から推薦された者(以下、学生委員と呼ぶ)の任期が、2年間であることが考えられる。この任期により学生委員が全代会構成員でない時期が発生し、委員会に学生の意見が届きづらくなっているほか、学生委員の形骸化が発生してしまっていると思われる。

加えて、現状の学生委員の任期の始まりである4月初めに合わせて選出を行うと、全代会構成員では新2年生が主な対象となってしまう。これでは、柔軟な人選が行えないほか、全代会に所属しつつ委員を2年間継続する事が難しいため事情により精通した人員が現れにくくなる。

これらのことを受けて、全代会は以下のことを要望する。

記

- 福利厚生委員会規則の第5条(委員の任期)を、以下のように改正すること。

旧：第3条第3号から第6号まで及び第9号に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

新：第3条第4号から第6号まで及び第9号に規定する委員の任期は2年、第3号に規定する委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 学生委員の選出時期を5月末まで延長するよう対応すること。

以上

なお、参考のために、以下に現行の福利厚生委員会規則を掲載する。

○福利厚生委員会規則

〔平成26年2月27日〕
〔法人規則第3号〕

改正 令和 3年法人規則第14号

福利厚生委員会規則

(設置)

第1条 筑波キャンパスの学生及び教職員における、学内の福利厚生事業に関する意見を集約し、その反映の場とすることを目的とし、福利厚生事業の充実、改善等に関する事項の検討及び連絡調整を行うため、福利厚生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 福利厚生事業の運営に関する基本事項
- (2) 福利厚生事業の企画及び運営並びにこれらの改善等に関する事項
- (3) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学生を担当する副学長
- (2) 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項の規定に基づき設置する特別な組織に置かれる効果的な修学及び学生生活の支援に関し総括等を行う室の室長
- (3) クラスの代表者による会議が選出した者により自主的に運営される組織から推薦された者 9人
- (4) 系（ビジネスサイエンス系を除く。）から選出された大学教員 各1人
- (5) 総務部及び財務部から選出された職員 各1人
- (6) エリア支援室から選出された職員 1人
- (7) 学生部長
- (8) 学生部学生生活課長
- (9) その他次条に規定する委員長が指名する者 若干人

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第5条 第3条第3号から第6号まで及び第9号に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員は、任期が満了した場合において、新たに委員が任命されるまでは、同項の規定にかかわらず、引き続きその職務を行う。

3 委員が任期の満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員以外の出席)

第6条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(小委員会)

第7条 委員会に、当該委員会の円滑な運営を図るため、小委員会を置くことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、学生部学生生活課において行う。

附 則

この法人規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令3. 3. 18法人規則14号)

この法人規則は、令和3年4月1日から施行する。